

## 国民年金係よりお知らせ (20歳以上の学生の方へ)

### ① 学生免除申請 (学生納付特例) とはどんな制度?

- 学生の方は所得が少ない等の理由で保険料を納めることが経済的に困難な場合が多いため、在学期間中の保険料の納付が猶予される制度です。
- 対象になる方  
大学 (大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校\*に在学する学生で、本人の前年所得が一定以下の方です。  
※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程の学校

### ② 手続きはどうするの?

#### ● 申請の流れ

1. 申請は恩納村役場または、年金事務所で手続きできます。  
マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルから電子申請も可能です。



手続きにはマイナポータルの「利用登録」が必要です。

※「マイナポータル」とは、行政手続きのオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。



#### 2. 必要書類

- 学生証または在学証明 (必ず原本) • 本人確認できるもの

3. 審査結果の確認 申請後、日本年金機構から約2~3か月後に審査結果のハガキが送付されます。

### ③ 未納のままだとどうなるの?

#### ● 万一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります。

年金は老後に受け取るだけではありません。

万一、病気やけがで障害が残ったときに、保険料を納めていなかったり、学生免除の手続きを行わないまま保険料を納めずにいたりすると、障害基礎年金が受け取れなくなる可能性があります。

**注意** 障害年金を受け取るためには一定の要件があります。

**障害基礎年金** 令和4年度 (年額) …… 972,250円 (1級) / 777,800円 (2級)

※障害年金の等級は、身体障害手帳の等級ではなく、国民年金法に定められている等級です。

### ④ 承認された場合、将来受け取る年金はどうなるの?

#### ● その期間は将来受け取る年金の受給資格 (年数) に計算されます。ただし、年金額には計算されません。

承認を受けた期間の保険料は10年以内であれば、あとから納めること (追納) ができます。

**注意** 承認の翌年度から起算し3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に加算額がプラスされます。

基礎年金番号通知書またはマイナンバー、をお手元にご準備のうえ、お問い合わせください。

お問い合わせ: 名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声案内②番▶②番  
村民課 年金係 ☎098-966-1205